



**アラブ首長国連邦：  
COVID-19 に対する UAE 当局による新たな  
措置  
(2020 年 4 月 6 日時点)**

※ 本書は、2020年4月6日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書はAfridi & Angell Legal Consultantsのチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです(原典:  
[http://afridi-angell.com/knowledge\\_detail.php?ids=442](http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=442))。

本書は、2020年4月3日午前9時までのCOVID-19に対応してUAE当局が実施した措置について報告したものである同日付のニュースレターを補足するものである。その後、多くの新たな措置が導入されている。ここでは、2020年4月6日(月)午前9時までの新たな措置について報告する。

## 消毒・在宅に関する取り組み

---

ドバイの危機・災害管理最高委員会(以下「委員会」という。)は、COVID-19対策指揮統制センターと共に、2020年3月26日(木)に消毒・在宅プログラムを導入した。

同プログラムは、午後8時から翌日午前6時までの間に実施され、その後も継続された。2020年4月4日(土)にプログラムが延長・拡大され、2週間の間、ドバイ首長国内のあらゆる地域・コミュニティにおいて、人と車両の移動に昼夜を問わない24時間の制限が課されることとなった。拡大プログラムの下で、外出する者は、マスクと手袋を常時着用し、安全距離ポリシーを遵守しなければならない。

## 適用除外

---

1. 一般公衆 一般公衆は、限られた状況下で住居を離れることが許される。各世帯において一度に一人のみが、以下の重要な目的のためにのみ、外出することができる。

- ・ 食料品販売店での食料品および薬局での医薬品の購入
- ・ 病院、診療所、その他の医療サービス提供者による診察
- ・ COVID-19のPCR検査の受診

それ以外の目的で住居を離れることを希望する一般公衆は、オンライン申請により取得可能な移動許可を取得しなければならない。

委員会は、2020年4月5日(日)に、住居からのあらゆる外出に先立って、一般公衆が移動許可を取得しなければならないことを義務づけ、移動制限をさらに拡大することを発表した。

2. 重要セクター 以下の重要セクターで働く従業員は、通勤のためにいつでも自宅を離れることが認められている。

- ・ 医療(病院・診療所・薬局)
- ・ 食料品販売店(協同組合店、スーパーマーケット、食料品店)
- ・ デリバリーサービス(食料品・医薬品)
- ・ 飲食店(自宅配送のみの営業に限る)
- ・ 医薬品の製造業者及び健康・医療用品の提供者
- ・ 工業セクター(重要工業のみ)
- ・ サービス・基礎商品の産業サプライチェーン
- ・ 水・電力セクター、ガソリンスタンド、地域冷房サービス
- ・ 電気通信セクター
- ・ メディアセクター
- ・ 空港、航空会社、港湾、船舶
- ・ 税関及び入国管理
- ・ 公共・民間の警備サービス
- ・ ごみの収集、下水管理、清掃・衛生全般に関わる公共・民間事業者

- ・ コロナウィルス(COVID-19)対策に関わる民間および政府機関
  - ・ 公共交通機関(バス・タクシーのみ、メロ・トラムサービスは運休)
  - ・ 工事セクター、ただし、ドバイ市役所と労務常設委員会の許可を得ることが条件
3. サポートセクター これらのセクターで働く従業員は、午前8時から午後2時の間、就業することが許可されている。
- ・ 銀行及び金融サービス(銀行及び為替センター)
  - ・ 社会福祉事業
  - ・ 洗濯業(許可店舗のみ)
  - ・ 保守サービス

### 民間事業所における遠隔労働の規制に関する2020年労働省決議第281号の明確化

---

2020年4月5日(日)、労働省は、2020年労働省決議第281号第3条について、第1条の規定の適用除外となる事業を明記することで、明確化を行った。その事業内容は、以下のとおりである。

- ・ 道路・橋りょう工事、上下水道、電力網・電気通信、建設現場、建設・請負会社、エンジニアリングコンサルタント等のインフラ事業
- ・ ケータリング会社: 協同組合、食品販売店
- ・ エネルギー会社: 石油会社、石油精製所、発電所、ガス・燃料ステーション
- ・ 教育セクター: 学校、大学、カレッジ
- ・ 金融セクター: 銀行、両替会社、現金運送会社
- ・ 食品産業: 食品の製造・流通
- ・ ホスピタリティセクター: ホテル、レストラン、ケータリング会社
- ・ 消毒・洗浄製品工場、医療用品工場、清掃会社
- ・ 医療セクター: 病院、薬局、製薬工場、診療所、すべての医療サービス

同決議第1条は、民間事業所の労働者数またはサービスセンターの顧客数は、いかなる時も労働者総数または顧客収用人数の30%を超えてはならないとしている。

